

## 大和物語の成立年代について

—天曆五年成立説への疑問—

増 淵 勝 一

## 序

『大和物語』の成立年代については、早く藤原清輔が、本物語に醍醐天皇や貞信公平忠らの名が見え、また平兼盛や檜垣姫らの歌が載ることをもって、「先朱雀院御時、天曆始事歟」と考えて以来『袋草紙』上巻、一五九九年奏、諸説があるが、これらを大別すると、

(A) 村上朝天曆五年成立説

(B) 円融朝(以降)成立説

の二説となる。もつとも、清輔のは朱雀・村上兩朝の成立説であり、また鎌倉初頭の上覚の『大和物語』在次 在原 作説『和歌色染上』や江戸の『続本朝通鑑』卷六 林春齋著・一六六四年成立に見える敦慶親王(八八七—九三〇)侍女大和延喜・延長年間少将美頼と交渉あり ただし村上朝以降の存生も可能 作説や、『伊勢物語知願抄』上に見える伊勢作などによれば、その成立は村上朝九四六以前にならざるを得ぬ。しかし

かし滋春作説に対しては、北村季吟『大和物語抄』上や五十嵐力博士『平安朝文学史』上巻三五五頁らの批判があり、また藤岡作太郎博士は、天曆四年九五七月に薨じた源清蔭が本物語では「故源大納言」と記されておることを指摘し、『大和物語』の成立が天曆四年以前にはさかのぼれぬことを明らかにされた

ので『国文学』全五、平安、これら諸説に従うことはできない。そこで、当初の朝鑑二八六—九三頁、(A)(B)両説に落着くのだが、(B)説は中世の由阿『詞林采葉抄』や一条兼良(四三九年成立)の記した『大和物語』花山院勅作説に始まり、ついで江戸の賀茂真淵が、作者はしばらくおいて、村上朝成立説を批判するとともに、平兼盛が花山朝九八四まで存生していることおよび文体から推して、また歌が「円融・花山・一条の始つ方の御時までの手ぶり」と思われることなどを理由に、円融朝九六九以降の成立を主張した『大和物語』七六〇年。そうしてこれに池田亀鑑博士が『大和物語』の登場人物の称呼。説話内容の発生年次・人物の没年・説話の表現形式および素材の取扱い方等を総合的に考察して賛同され、百四十八段の「声刈説話の輯録が、その形態よりして、拾遺集成立以前と目さるべき理由がある」と述べられた『日本文学書目解説』(二)平安時。さらに広橋一男氏も、登場人物の呼称や代(七)『岩波講座・日本文学』。『大和物語』八十九段の「いかでなほ」の歌が『蜻蛉日記』天曆十年冬条に影響しておることなどを根拠に、『大和物語』の成立を天曆元年九七から長徳元年九九までの間とされたが『大和物語成立考』『国、岡一男先生も、七十八段に章明親王を「彈正のみこ」と呼んでいるが、親王が彈正尹になられたのは康保元年九六であることを明らかにされ、またこの年

卒した僧浄藏の青春時代の恋愛談が六十二段と百五段とに見えること、および横川の僧惠秀の歌四十二段をはじめとして『蜻蛉日記』に引かれた歌が存在すること等を指摘され、『大和物語』の成立年代は、「彈正のみこ」の称谓が世人の耳に熟した貞元頃九七六のことと考えられたのであった『源氏物語の基礎的研究』二二五—二六頁。

一方、藤岡博士の天曆期成立説の後を承けた鈴木知太郎博士は、いっそう『大和物語』の登場人物の称呼を精査された結果、八十一段で皇后穩子を「故后宮」と呼んでいるから、本物語の成立は天曆八年九五正月穩子薨後のことであり、また現存人物に対する説話集録者の配慮ということを考えて、これを左大臣実頼九〇〇—七〇が太政大臣に昇任する直前の康保四年九六十二月以前のこととされた『大和物語の成立時期について』国文学報二輯、昭和十年七月刊。ところが、阿部俊子博士は、この鈴木博士説をさらに進め、「帝」の表記を検討して、「今の帝」たる村上朝九四六に『大和物語』が成立したとしておかしくなく、また八十一段の「故后宮」の記述については、后宮の崩御から間もない頃物語を浄書していた筆者が、ふと「故」の意識にとらわれてここだけに「故」の字をつけたものと解し、登場人物の呼称からいって、「天曆五年を大和物語の原本の成立した年と考へていいと思ふ」と断言されたのであった『校本大和物語とその研究』九—三〇頁。爾後、学界の大勢は阿部博士の天曆五年九五成立説に傾き、南波浩氏も六段の「朝忠の中将」が天曆五年正月から翌六年十一月末まで中将に在任していることをもって、「天曆五年正月以後、同六年十一月までの間に大和物語はほぼ大部分が成立してゐたとみ」て呼称上の矛盾がないと本説を支持されたが『大和物語』(日本古典全書)二二—三九頁、特に迫徹朗氏は、(B)説の根拠の一つとされていた旧

注の「彈正のみこ」章明親王説や「桃園の宰相」源保光説等を批判し、なお「故后宮」の「故」の字は勝命本では書き入れになっていないことから、他系統本もそのように考えられるとし、「現在までのところ大和物語の成立については阿部氏の天曆五年説が最も信頼するに足るものと考へてよいのではなからうか」と主張されたのである「監の命婦をめぐる人々と大和物語の成立に関する一考察」『国語と国文学』昭和三十八年七月号。

かくして最近では、円融朝成立説は殆ど黙殺されたかの如き感があり、天曆五年成立説を格別の検討もなく立論の前提とする風潮さえ生じておるが今井源衛氏「集守大和物語評釈二七」『国文学』昭和三十八年十一月号、「右京の大太宰子(同評釈六十四)」「同誌昭和四十三年五月号」高柳檉子氏「大和物語の成立に関する考察」『国文学』第三十六号(昭和四十二年一月刊)参照、それというのもの、要するに現存『大和物語』諸本に見える登場人物の官職位が、八十一段で天曆八年九五崩御の皇后穩子を「故后宮」と記し、百七十一段で天曆七年九五に中納言に任ぜられた源庶明を「広幡の中納言」と記しているのを除くと、他の殆どすべては天曆五年九五現在(厳密にいうと、朝忠が中将であった天曆五年正月以降同六年十一月までの間)以前の呼称でもって記されており、前者の「故」の字を後人の補筆、後者を天曆五年任命の「権中納言」の「権」の字の脱落とすると、『大和物語』の成立は、ほぼその線でおさえることができるという理由によるのである。しかしながら、真淵も夙に、「此書に先帝とあるを、延喜の御代とし、太政大臣とあるを貞信公とし、今の左大臣といふを小野宮殿とするにつけて、天曆などの頃に出こしなどいへど、こは条々異々にて、古なる、後なる、交れり。その古をいふ時は、その折に従ひて、今の左大臣など書くこと常なれば、是も時をさすに由なし」と指摘しているが『大和物語』(大鏡)や『栄花物語』の例をあげるま

でもなく、登場人物の呼称が一時点（以前）に集中しているからといって、必ずしもそれが執筆年時を表わすとは限らないのであって、こうした人物の称呼ということだけから『大和物語』の成立時期を天曆五年五九一と限定することには、かなりの不安を感じるのである。しかも、かつて真淵が述べた本物語の歌の詠みぶりや池田亀鑑博士が説かれた文体や表現形式や素材の取扱ひ方等に対する比照研究がなおざりにされているし、また旧注に対する批判も論拠に不審なものがままある。さらには岡一男先生のご示教によると、天曆五年に撰進の開始された『後撰和歌集』所載歌の詞書に比較すると、『大和物語』の文章の方が断然新しいとのことでもあり、定説化したこの天曆五年成立説への疑問はつのである一方である。すなわち、当然ながらこの新説を再検討する必要があるのである。

### 一、天曆五年成立説における矛盾と錯誤

迫徹朗氏によれば、『大和物語』に登場する人物は、必ず天曆五年九五頃の官職でもって呼ばなければならないといったような前提があるらしいが前掲、『大和物語』の作者が、一応、物語の時所位の最下限を天曆五年に設定していると考えれば、それも当然で、時に本来「后宮」とすべきところを「故后宮」と誤り、「権中納言」を「中納言」と誤記したとしても何ら不思議ではない。というのは、この他にも、現存『大和物語』には、もしこの物語の成立が天曆五年であるとすると、故事・伝承に通じた『大和物語』の作者ならば無論のこと、ある場合には、当代の人間でありさえすれば到底誤るとは思われぬような、簡單明瞭な事実の

錯誤や、官職設定上の矛盾がいくつか含まれているからである。

(1)たとえば、九十六段に、

かくて九の君定方の、侍従の君尹師にあはせたまつり給ひてけり。同じ頃、御息所定方女能子を、宮親王おはしまさずなりにければ、左の大臣頼実の、右衛門の督におはしける頃、御文たてまつり給ひけり。「この君尹師掣どられたまひにけり」と聞き給ひて、大臣の、御息所に、

浪のたつかたも知らねどわたつうみのうらやましくもおもほゆるかな

という話がある以下本文・章段の区分等は主として『日本古典金書』本による。事件の方からは「同じ頃」とい、主人公たる「左の大臣」の方からは「右衛門の督におはしける頃」と重ねて記しているのは、いかにも作者の計算を思わせる書きぶりであるが、この本文による限り、「九の君定方」と「侍従の君尹師」とが結婚した際に、「右衛門の督」であった「左の大臣頼実」が、「九の君」の姉である「御息所子能」に御文を送ったことは確かである本段の官職名に關し。い語本間に異同なし。いま、『公卿補任』を見るに、師尹が侍従となつたのは承平五年五九三二月廿三日であり、同七年七九三までその職にあった。しかるに、実頼が右衛門督であったのは、承平三年五九三から同五年二月廿三日までである源清盛が同日右衛門督となり、実頼は左衛門督に転じた(天慶元年九月三日まで在任)。つまり、九十六段の官職に拠る以上、「右衛門の督」が「御息所」に御文を送った時には、まだ「この君尹師掣どられた」もうていなかかったか、あるいは「掣どられた」もうていたが、実頼は「右衛門の督」ではなくて「左衛門の督」であったわけで、本文の事件は両立しないのである。

これは、九十四段にも、「左兵衛督の君師、侍従にものしたまひけるころ、(九の君に)その御文もて来となん聞き給ひける」とあるし、師尹と九の君との間にできた次男の済時が天慶四年九四に生まれているところをみると「公卿、二人の結婚はおそらくは師尹の侍従時代の終り頃師尹十歳でなかったかと想像されるから、「右衛門の督」実頼が能子に御文を送ったという話の方が誤りであろう。それは、実頼と能子との結婚が、醍醐天皇が亡くなられて延長八年後、能子の父定方が薨じ承平三年、式部卿宮敦実親王の訪れが途絶えてからであり九十五段、かつ、実頼の中納言時代承平四年十二月天慶九三九で百二、承平五年九三十二月に、一昨年九三(おそらくは述子出産の際に)卒した時平女腹の『日本紀略』三年正月某日条、敦敏の元服と慶子・述子の裳着とが終わり『吏部王記』同月二日条、西本、さらに実頼がもう一人の室(源氏)を承平六年九三四月某日に亡くして『日本紀略』からであると思われることから、も首肯されるはずだ。実頼は承平五年二月以来左衛門督なのだから前、九十六段の「右衛門の督」は「左衛門の督」の誤りであるなお、今井源衛氏は年任(美観)左衛門督というのが承平七年以後の誤りとは考えられまい、かと言われたが(前掲)「異守」(大和物語評釈二十)、『日本紀略』承平六年四月某日条、大鏡裏書、清和公事二代要記、朱鳥天皇条、貫之集第十(六六五)等によって、『公卿。すなわち、天曆五年九五の成立とされる補任』の記載の正しいことが判明しよう。』公卿。すなわち、天曆五年九五の成立とされる『大和物語』は、わずか十五年ほど前の事件を述べるのに、かくの如き錯誤をおかしているのである。(ついでに、近時本段を合理的に解釈しようとして、「同じ頃」の一句をはるかに後文の「大臣の、御息所に」にかけて、右衛門督実頼が能子へ恋文を送った時期と、侍従師尹が九の君と結婚したそれとを別のものとし、これらを共存させようとする説がある。しかし、本文を先入観なくて読めば、「同じ頃」が上文を承けていることは明らかであり、また、『大和物語』では「頃」の句が再度繰

り返される場合には、同時期を言いかえるか(八十一段、広い時期をまず提示して、ついでこれを限定して言うか(十二段、九十八段)のいずれかであって、こういう本物語の手法から言っても、この解釈は不合理である。それに前述したように、実頼が能子と交際をしはじめたのは、実頼の室(源氏)が亡くなった承平六年四月以降のことと考えられるから、右衛門督時代の彼が能子へ恋文を送っていたとするのは当たらない。なお、「御文たてまつり給ひけり」とあってから、再び「大臣の御息所に云々」という表現がなされているが、これも三段で、まず清蔭が亭子の御賀の捧物を「としこに色々染めさせたまひけり」と記し、ついで「色々に染め、縫り、組み、なにかとみなあげてせさせ給ひけり」と反履表現しているのと同じ方法だこの手法については、岡一男先生『評釈源氏物語』五九頁参照。いずれにしても、「同じ頃」というのは、従来の注釈書がすべて説いて来たように、九の君に侍従の君が逢った同時期で、左大臣実頼が右衛門督であった頃と解釈すべきであって、矛盾した官職名を合理的に解釈しようとするあまりに、本来の構文を無視するのは慎しまなければならない柿本葵氏『大和物語』第九号(昭和四十年)十二月刊 参照。

(2)また、十一段には、「故源大納言の君清」が「亭子の院の若君につきたてまつり」給うた由記されているが、この「若宮」は、すでに考証されておる如く、醍醐天皇第十三皇女詔子内親王である阿部俊子博士「校本大和物語とその研究」三(日本古典全書)補註一四。いま「賀茂齋院記」や「本朝皇胤紹運録」等を見るに、詔子内親王は、延長八年九三九月廿八日の父帝崩御までは賀茂齋院であられ本年十歳、その後清蔭に嫁がれたことがわかるから、十一段の事件は、早くても延長八年九月のことであり、服喪のことなど念頭に置

けば、多分翌年<sup>九三</sup>以降のことと思われ、遅くとも清蔭の薨じた天曆四年<sup>九五</sup>七月三十日<sup>『公卿補任』</sup>までには生じたことになる。また韶子内親王の後任には、承平元年<sup>九三</sup>十二月、同じく醍醐天皇第七皇女婉子内親王が卜定し、安和元年<sup>七六</sup>までその任にあられたことが知られている<sup>『實茂齋院記』</sup>。なお、「亭子の院」という称号は、いうまでもなく宇多上皇に限って使われたもので、『大和物語』の他の関係諸段においても、すべてこの例にはずれていない。

すなわち、天曆五年成立の『大和物語』は、約二十年前に退任された先代の斎院であつて、さき頃までは「故源大納言の君」の北の方であられた、醍醐天皇皇女韶子内親王を、宇多上皇の皇女と勘違いして「亭子の院の若宮」と誤記しているのである。

(3) 八段に、「監の命婦」が方塞がりを理由に訪れぬ「中務の宮」に、「逢ふことのかたはさのみぞふたがらん一夜めぐりの君となれば」と詠みかけたところ、宮は、「方の塞がりたりけれど、おはしましてなん」おやすみになったという話が見える。この「中務の宮」につき、季吟の『大和物語抄』をはじめとする注釈書の多くは兼明親王(九一四—一八七)とし、日本古典文学大系『大和物語』頭注では式明親王(九〇七—六六)をあて、南波浩氏は式明親王ないし重明親王(九〇六—五四)とされて<sup>前掲書、補注八</sup>、いずれも醍醐天皇皇子であつて、中務卿になられた親王をあてている。けれども、

a、兼明親王<sup>号前中書主</sup>は、早く源姓を名乗り、貞元二年<sup>七六</sup>四月勅によつて二品親王となり、同年十二月に至つて中務卿になられたから<sup>『公卿補任』</sup>、『蜻蛉日記』の成立した天元五年<sup>九八</sup>以前に成立流布していた『大

和物語』にとつては<sup>阿部俊子博士前掲、阿部俊子博士前掲</sup>、親王としてのなじみが薄かつたものと思われ、おそらくは「源兼明」の呼称でもつてお呼びしたに違いない<sup>書三二〇頁参照</sup>。また諸文献によると、親王は博多

才であられたが、親王の記された天曆九年<sup>九五</sup>正月四日付の「村上天皇供養御筆法華経問者表白」<sup>『本朝文粹』卷十三、『朝野群載』卷第二</sup>や天徳二年<sup>八九</sup>八月某日付の「誓願書」<sup>『同文粹』卷第三等</sup>を見ると、若い頃から仏道に関心を示されていることがわかり、さらに天徳三年十二月二日記の「池亭記」等によれば、独善閑適思想に親しんでおられたことが知られ、本段の如き話題の主には不適當である。

b、式明親王には、他に所伝がなく、華やかな話題をふりまかれた気配はない。

c、重明親王は、『吏部王記』を著わし、秦箏にすぐれ<sup>『秦箏相承血脈』古、今著聞書、卷第六</sup>、また父の醍醐天皇崩御に際しては、三年の間綾羅の美色を着せず、食器も朱漆を用いなかつたほど孝心が篤く<sup>『花鳥余韻』、第廿三—廿四</sup>、『大日本史』<sup>卷九</sup>に「好<sup>十三</sup>学有<sup>十三</sup>才名<sup>十三</sup>、又有<sup>十三</sup>至行<sup>十三</sup>」と称えられておるくらいで、浮名の立つような方ではなかつた。

d、なお、天曆五年現在、兼明親王<sup>三十</sup>は参議・治部卿であられ<sup>『公卿補任』</sup>、重明<sup>四十</sup>・式明<sup>四十</sup>・両親王も、それぞれ式部卿と中務卿との要職におられ<sup>『九条殿記』「菊花宴」天曆五年十月五日条、『東宮大鑑』、そのご身分やご性格等</sup>、おられ<sup>『同七年正月二日条』「九條逸文」同四年閏五月一日条</sup>、そのご身分やご性格等から推すと、<sup>十三</sup>すき者の監の命婦と「御とのごもりける」と記すような話は不穩当である。

という理由から、日本古典文学大系本の補注八に、「大和物語では、元良親王は『故兵部卿宮』と称されているが、この条、あるいはその誤伝

ではなからうか」と記された、陽成天皇第一皇子元良親王がこの「中務の宮」その人であろう他に井上文雄氏『冠注大和物語』、井上寛藤氏『元良親王は延長四年<sup>九二</sup>十二月廿八日に薨じた敦固親王のあとを承けて兵部卿になられたらしく、同七年<sup>九二</sup>十二月十一日の神今食には「兵部卿元良親王」も召し出されているが<sup>『西宮記』</sup>、天慶六年<sup>九四</sup>七月在任のまま五十四歳で薨ぜられ<sup>『日本紀略』</sup>、中務卿にはならなかった。けれども、「故兵部卿の宮」として『大和物語』に登場して来る元良親王は、九十(修理の君)・百六(平中興女)・百七(こと女)・百三十七(としこ)・百三十九(中納言の君)・百四十(源昇女)の各段で話題をふりまいてはいるほか、『後撰和歌集』によれば、兼茂朝臣女『国歌大鑑』・藤原かつみ〔五〕・をとこ侍る女〔六三〕・忍びて通ひける女〔六八〕・京極の御息所〔九六〕・某女〔四四〕らとも交渉があったことがわかり、監の命婦のいう「一夜めぐりの君」の名がまことにふさわしいのである。また他撰歌集と言われるが『校本大和物語』と、『元良親王御集』では、八段の二首を源・命婦が親王に贈った歌としているのも、この「中務の宮」が元良親王であることを傍証しよう。

あるいは、「御巫本」や「鈴鹿本」に「故中務の宮」としてるところによれば、承平七年<sup>七三</sup>三月に三十四歳で薨ぜられた醍醐天皇皇子中務卿代明親王と『日本紀略』とれないこともないが『前田夏藤』『大和』、代明親王に關する所伝も、『大和物語』九十四段に、定方女の北の方が「うせたまひて後」、その妹の「九の君を、やがてえ給はんとなんおぼし」たが、師尹が文通していることを知って事止んだ由あるほかには見当らず、親王もまた「一夜めぐりの君」にふさわしいと思われないのである。

監の命婦は、迫氏が考えられたように『前掲』、承平元年<sup>九三</sup>頃に二十歳

であったから『なお、今井源衛氏は三、十歳前後とする(後述)』、当時四十三歳の元良親王との交渉は、数年前からでも十分成り立つ。『御集』によれば、親王は「いみじき色」のみにおはしければ、世にある女のごよしときこゆるには、あふにもあはぬにも文やり、歌よみつゝやり給うていた風流歌人なのである。

よって、八段の「中務の宮」は、『御集』の記す通り、兵部卿元良親王であろう。すると、本段は日本古典文学大系本の補注八のいう誤伝であつて『前』、天慶六年<sup>九四</sup>に薨ぜられた兵部卿元良親王を、それからわずか八年後に成つたはずの『大和物語』が、「中務の宮」と誤つたことになるのである。

(4) なお、平兼盛〔正暦元年〕は、清原元輔〔延喜八(九〇八)〕が兼盛の駿河守赴任〔天治三年〕に際し〔元輔當年〕、「知らずけり田子の浦なみ袖ひぢて老の別れにかかるものとは」と詠じておるから〔西本願寺本〕、元輔より後の生まれらしいが、その出自は『三十六人歌仙伝』に、

前駿河守從五位上平朝臣兼盛。〔從四位上兵部大。〕  
天慶九年五月五日叙從五位下。〔王。〕

天曆四年任越前權守。年改姓為臣。……

とあつて、父は「兵部大輔篤行王」であり、兼盛が「平」姓を賜つたのは天曆四年<sup>九五</sup>以降のことである。ところが『本朝皇胤紹運録』や『尊卑分脈』〔平氏〕によると、

興我王〔從五上。山城守。〕——平篤行〔從四上。大武。博士。筑前守。古今作者。〕——兼盛〔歌人。三。十六歌仙。〕(紹運録)

とあつて、光孝天皇四世の裔たる「筑前守平篤行」が兼盛の父とされており、兼盛が王氏たる形跡はみられない。そうしてこの平篤行が、『古今和歌集目録』〔庶〕に、「平篤行一首。物名。從五位上興我王二男。母□□。」

寛平五年補文章生。……(延喜八年)二月廿三日遷筑前守。九年九月

廿九日兼少貳。十年正月卒」と見える篤行と同一人であることは明らかである

なお『本朝文粹』卷六「申辯前尾張等状」(大江匡衡)参照

村瀬敏夫氏のご教示によると、『歌仙伝』の篤行王と『紹運録』『分脈』

『目録』の平篤行とは、その閨歴や呼称を彼此対照するに、同一人とは

見なしがたいということであるが、従うべきだと思ふ。(なお、『勅撰作

者部類』が兼盛を、「兵部大輔平篤行男」と注記しているのは、「兵部

大輔篤行王」と「筑前守平篤行」とを組み合わせたのであろう。)そこ

で、平兼盛の父は、篤行王と平篤行とのいづれが正しいかということに

なるが、『三十六人歌仙伝』に天慶九年九四の叙爵が「王氏」によると

記されているのをとるべきであつて、兼盛については、これまでの旧注

がすべて従つて来た、「光孝天皇男是忠親王曾孫、興我王男平篤行」の

男というのは当らず、「兵部大輔篤行王三男」とするのがよいのである。

なぜなら、兼盛自身が天徳四年九六七月廿六日付で申請した、「申勘解

由次官図書頭状」に『本朝文、粹』卷六、

右兼盛少日入学多年。編蒲適奉寮試。已以及第。於是竜門浪嶮。

鱗飛年遙。俄變本望。纔関氏爵。天曆四年。拜任越前權守。秩滿

解任。進放還畢。……

とあつて、以前彼は王氏の爵位で生活していたと記しており、したがつ

てその兼盛の父が王氏たる篤行王であることも疑問がないからである。

これは、かつて高橋正治が紹介されたように『後撰集』における平兼盛の歌、『清原女子、大学紀要』第九号、昭和三十七年三月刊』

書陵部蔵『兼盛集』甲本(五)の巻末には、

平兼盛

筑前守篤望三男 母宮道氏

天慶九年四月廿八日叙爵

仁和以後未給姓

天曆四年正月十六日任越前權守

応和元年正月廿五日任山城介……

という兼盛の略伝が記載されていて、兼盛の母が宮道氏であることや任

官の詳しい月日までも記されておるのが特徴である。ただ、冒頭の「筑

前守篤望」は前述の「筑前守平篤行」にあたるらしく従えぬが『九条、前事』承平六年(九三六)十二月十六日条に「備中權守篤望王」とあるので、この篤望王と『古今和歌集目録』等の平篤行とが混同されて、「筑前守篤望」となったのかも知れぬ

天慶九年九四の叙爵の注記に「仁和以後未給姓」とあるので、やはり、

兼盛がはじめは王氏であり、その父も祖父も仁和光孝以後ずっと王氏を

称していたことが判明するのである。『後撰和歌集』卷三に「兼盛王」と

と作者名を記し、『大和物語』五十八段に「兼盛のおほ君」『勝命本は兼盛の君』と

あるのもこれを傍証する。(なお、平兼盛の祖父とされる興我王の弟忠望

王は、『吏部王記』延長八年二月十二日条に「兵部大輔忠望王」として

見え、承平・天慶年間には神祇伯となり『西宮記』卷六、眞信公記、天曆十

年六月に至っている『北山抄』卷一、三月。この忠望王の養子が平中興であり『尊卑、抄』天慶八年十二月十三日条等

その女が父の卒後零落したのを兼盛が同情しているが『大和物語』、中興養

父の兵部大輔忠望王と『歌仙伝』にいう兼盛父の兵部大輔篤行王とは何

らかの関係があると思われる。

そこで、兼盛の出生年時は筑前守平篤行の卒した延喜十年〇九一以前と

考える必要は全くないのだが『今井源衛氏』兼盛の王上七(『大和物語評釈』、兼盛が「篤

行王三男」として、書陵部蔵『兼盛集』の「仁和以後未給姓」の注記か

ら推して、光孝天皇曾孫が篤行王にあたり、その御子の兼盛は光孝天皇

の五世王ということになる。すると、天慶九年<sup>九四</sup>五月に兼盛王が従五位下に叙せられたのは、「王氏」の「氏爵」によってであるから、これは、『選叙令』<sup>「藤原」</sup>に見える、

凡蔭<sup>皇親</sup>者。親王子従四位。諸王子従五位下。其五世王者従五位下。……

という規定にのっとった五世王として当然の叙爵だったのである。ところが、同じ『選叙令』<sup>「授位」</sup>によると、

凡授<sup>位者</sup>。皆限<sup>年</sup>廿五以上。唯以<sup>蔭</sup>出身者。皆限<sup>年</sup>廿一以上。とあり、『令集解』<sup>七十一</sup>では、この「皆限年廿一以上」につき、「釈云。

案。庶人叙位。限<sup>年</sup>廿五。蔭子叙位廿一。云々」と解説しているので、

兼盛王の「王氏」にもとづく叙爵もこの『令』に従ったと思われる、そうすると、天慶九年<sup>九四</sup>現在の兼盛の年齢はほぼ二十一歳であったことがわかるのである。もっとも、『令』では「限年廿一以上」とあるので、

天慶九年叙爵の年齢も二十一歳以上としか言えぬようだが、先述の兼盛の奏上文によると、たまたま寮試に及第したとある。案ずるに、『源氏物語』「乙女」巻に、夕霧が十二歳で元服し、寮試に合格していることが見えるから<sup>「男先生」「源氏物語」</sup>、兼盛の場合も十代のことと思われる、つぎに「俄に本望を變じ、纔に氏爵に関する」とあるから、規定年齢に達するやいなや叙爵を賜わるよう申請したのだと思う。(なお、『選叙令』の実施が家柄などによって左右されていたことは周知の事実だが<sup>「日本の歴史」</sup>、

参、氏爵の例では、源兼明<sup>醍醐天皇</sup>が十九歳で従四位上に叙せられ、また源兼忠<sup>清和天皇孫</sup>が十七歳で、藤原朝成<sup>定方</sup>が十四歳で、同頼忠<sup>実頼</sup>が十八歳で各々従五位下を賜わっておる<sup>「公卿」</sup>。すなわち、兼盛は醍醐朝延長

四年<sup>九三</sup>頃の生誕であり、その没年の正暦元年<sup>九九</sup>には六十五歳ほどに達していたのであって、前述の元輔や兼盛の駿河下向の際子息の貞をつき従わせた<sup>「西本願寺本願集」</sup>源順<sup>延喜十一(九一)</sup>らよりはやや後の生まれであるが、大中臣能宣<sup>延喜廿二(九二)</sup>とほぼ同年配であり、承平・天慶の交<sup>九三五</sup>頃出生の源重之よりは先輩であったのである。

そこで、兼盛が延長四年<sup>九三</sup>頃の出生であるとすると、『大和物語』七十二段で、兼盛が、「亭子院に住み給」うていた敦慶親王の許に参つて、親王からお言葉をいただいたという話も、大方作り話になってしまふ。というのは、亭子院は宇多天皇皇后温子の邸であり、天皇のご譲位<sup>寛平九年</sup>後の御所となったところであるが<sup>「拾芥抄」</sup>、そこには温子の女の均子内親王(八九〇—九一〇)も住んでおられたと思われる、敦慶親王(八八七—九三〇)がその亭子院に住み給うたのは、『一代要記』に「号七条后、配舍兄敦慶親王」と注記されている均子内親王と結婚されたからであり<sup>「本朝皇胤紹運録」</sup>、それは、延喜七年<sup>七九〇</sup>六月に温子が薨じてのち、均子内親王の前途を案じられた上皇が、内親王異母兄の敦慶親王を擧取られたかららしく、かつ、均子内親王が二十一歳で薨ぜられた延喜十年<sup>九一</sup>二月までのことと思われるからである<sup>「日本紀略」</sup>。(なお、宇多上皇は敦慶親王が薨じた一年後の承平元年<sup>九三</sup>に崩御されたので、亭子院を専用されていたことは疑いなく、均子内親王薨後もこの院に敦慶親王が居つづけたとは考えられない。)つまり、兼盛は、「亭子院に住み給」う敦慶親王の時代には、まだ出生していなかったわけであり、あるいは兼盛が親王の御許に参つた時には、親王は亭子院以外の所に住んでおられたのであって、その場合は、仮りに敦慶親王が薨じた延





のいう敦慶親王は、醍醐天皇の崩御七カ月前の延長八年<sup>九三〇</sup>二月廿八日に薨じているから<sup>『日本紀略』</sup>、天皇の在世中に御息所と恋愛関係にあったとは考えられず、九十五段に「おなじ右の大臣の御息所<sup>子能</sup>、みかどおはしまさずなりて後、式部卿敦実などと住みたてまつり給ひける」と記された、敦慶親王同母弟の敦実親王である<sup>『大和物語』日本。古典全書補註二</sup>。ところが、敦実親王は康保四年<sup>九六六</sup>三月二日に七十五歳で薨ぜられたから<sup>『日本紀略』大鏡墓書</sup>、もし現存『大和物語』が天曆五年<sup>九五</sup>に出来たというのなら、この年以後十七年間も生存された親王を、本段で「故式部卿宮」としているのは明らかないである。敦実親王は天曆四年<sup>九五</sup>二月に出家され<sup>『大鏡』重明親王が つぎの式部卿になられたので『日本紀略』天曆三年三月十一日条、『九歴逸文』同四年五月廿四条参照</sup>、ここは「前式部卿宮」とでもありたいところだが、諸本すべてに「故」ないしは「こ」の字が記載されているのである。

こうした錯誤は、いずれも現存『大和物語』の成立を天曆五年<sup>九五</sup>とする以上、殆ど考えられぬミスといわねばなるまい。特に、韶子内親王や実頼・能子らに関する話題は、当代の人でありさえすれば、誰にだって明白な事実であつたらうからおさらだ。しかも、これらの錯誤を有する諸段は、いずれも現存『大和物語』諸本に含まれつつ、かつその中核をなすものである。その多くは原形とか一次成立とか一群とか称される部分に存在してもいるのである。そうすると、これらは、どうしても『大和物語』の作者が、天曆時代の人でなかったからこそ生じたのであるとしか考えられず、それゆえ、『大和物語』の成立年代を天曆五年とする限り、誤謬が生ずるのも当然なのである。つまり、これらの矛盾

は、天曆五年を物語の時所位の最下限に設定していた作者が、たまたまおかしたケアレス・ミスと見なすべきであろう。そうすれば、先にあげた「故后宮」や「広幡の中納言」における錯誤も、同様のケアレス・ミスと解釈することができ、後人の補筆であるとか、脱落であるとか、誤写であるうなどと臆測せずにすむのである。

早く雨海博洋氏が詳説されたように、現存『大和物語』は全百七十三段にわたって登場人物や説話の内容上、「連鎖的なまとまり」がある<sup>『大和物語の成立』国文学研究。第二輯(昭和二十五年五月刊)</sup>。雨海氏は、百四十四段の滋春臨終譚で前後編に二分する藤岡博士説は、物語の形態・材料より見て疑問で<sup>『国文学全史』平安朝、篇一九〇頁参照</sup>。「一四七段を境目とする前後篇は、前篇(百四十六段以前)の寛平―天曆の事柄が多く、和歌中心であるのに対し、後篇の伝説的で前者より古い年代のものが扱はれ、散文中心といふ差異がある」が、「前後を通じて、その編集意図に差異がなく同方針のもとに進められてゐる」から、現存『大和物語』の原作者は一人であると考えられたが、従うべきであろう。

すなわち、叙上の錯誤を有する諸段を含む現存『大和物語』は、決して村上朝天曆五年<sup>九五</sup>の成立とは考えられず、この年時をいささかなりとも引き下げて行けば、こうした矛盾も漸次解消するはずであつて、特に上述の(6)によれば、敦実親王の薨ぜられた康保四年<sup>九六六</sup>三月以降、また(5)によれば、実頼室能子の卒した康保元年<sup>九六四</sup>四月ないしは実頼二男頼忠が正三位右大臣に任ぜられた天禄二年<sup>九七〇</sup>十一月以降が、現存『大和物語』の成立年時の上限ということになるう。そうしてこの頃になれば、兼盛も五十歳を越え、大監物という不本意な地位にあつて<sup>『三十六人』歌仙伝</sup>、華やかな青春時代を回想する機運も生じ、(4)のような風聞も生まれよう

し、五十八段に見られるような兼盛と同じ受領歌人仲間、源重之縁者と恋愛談なども成立して不思議ではないのである。

さらに、従来指摘されて来た如く、八十一段は天曆八年九五一月崩御

の皇后穩子を「故后宮」と記しており勝命本が「故」の字を書き入れにしているのは、勝命本にも誤謬があり、他と稱補すべき点のあることを無視されたもので（久曾神昇・山本寿恵子両氏は「勝命本大和物語と研究」一〇五―一〇五頁参照）、他本にすべて「故」とあるものを、勝命本では書写の際見落して、後に補記したと、また百七十一段では同七年三五九月に中納言に任ぜ

られた源庶明を「広幡の中納言」と記しているから庶明は天曆五年正月に權中納言に任ぜられているが、その

稱呼が熟するまでには若干の、日呼を要したと見てよい。 兩段を含む現存『大和物語』も天曆七、八年以降

の成立ということになる。(ついでに、最近は国語学的立場から、『大和

物語』の多元的成立論まで出ているが、『大和物語』全編にいくつと見ら

れぬ特定語句の使用頻度で立論したり、また諸本間の異同でいくつでも

その比率が変動するような論が多い。かつて大野晋氏が「こそ」の用法

の推移から『大和物語』を九十九段と百段とで兩分し、前半を古く後半

を新しいとされたのに対し「日本古典文法」七「解釈と、鑑賞」昭和三十三年二月号、小山敦子氏は「ときに」

「こたふ」「たぶ」等の使用例から百三段以降を古いとされたこともあ

り「つは後巻巻に現はれる語彙の性格」、内容的調査をなおざりにして、国語学方

能とばかり、仮想的『大和物語』を設定するのは危険だ。現存『大和物

語』は口承によってばかり成立したものでない。その多くは『後撰集』

『古今集』『伊勢物語』やその他の資料にもとづくものであって、原作

者が資料に忠実に採録した場合もあるのである。また作者の成長という

こともあろう。われわれの前にあるのは、現存『大和物語』全百七十三

段であるということをお忘れてはならない松尾拾氏「大和物語文体試論」『語文』第二十四号（昭和四十一年六月刊）、高柳惺子氏「大和

物語の成立に関する一考察」(前掲)参照)

なお、岡一男先生は、契沖が『大和物語』百七十三段の「蓬生ひて荒

れたる宿をうぐひすの人來と鳴くや誰とか侍たん」の歌を、『蜻蛉日記』

天禄二年六月の鳴滝参籠の記事中の「この時過ぎたるうぐひすの鳴き鳴

きて、木の立ち枯らしに人々くとのみいちはやく言ふにぞ、簾おろし

つべく覚ゆる」の引歌のひとつとして指摘されたが『源氏物語の基礎的研究』

三三、契沖がもうひとつの引歌としてあげている『古今集』卷十九「俳諧歌」

「梅の花見にこそ来つれうぐひすの人々くといとひしもをる」の歌に

較らべると、「人々く」と鳴いておるのに人が来ないという意味上の

一致、および孤独な道綱母の鳴滝御堂と「蓬生ひて荒れたる宿」という

場面の類似から推して、むしろ『蜻蛉日記』には『大和物語』百七十の歌が

引かれていると判断すべきであろう。あるいは、『古今集』に加えて『大

和物語』百七十も道綱母が読んでいたと考えるのが妥当であろう。『蜻蛉

日記』には、ほかに契沖が注記したように、『大和物語』四十三段の惠

秀の「何ばかり深くもあらず世のつねの比叡を外山とみるばかりなり」

の一首が、天延二年二月条の「ある処に忍びて思ひ立つ。何ばかり深く

もあらずと言ふべきところなり」に引かれ、また広橋一男氏のご指摘に

よると、八十九段の修理の君の歌、「いかでなほ網代の氷魚に言問はん

何によりてかわれを訪はぬと」が、天曆十年冬条の「いかにして網代の

氷魚に言問はむとぞ心にもあらでうちいはるる」に引かれている『大和物語』

の前。そうすると、『蜻蛉日記』は岡一男先生が考証されたように、天元

五年九八前後に成立しているから『源氏物語の基礎的研究』二一七―二一七三〇頁

立も結局この天元五年九八前後以前ということになる。



で、四十五段は堤中納言兼輔が、章明親王の母宮す所を内裏に奉った際の話で、章明親王生前の事件であり、決して章明親王の「十三のみこ」時代に起った事件ではないのである。すなわち、四十五段に表記されている「十三のみこ」という呼称は、何も章明親王について言っているのではなく、「十三のみこの母宮す所」と考えるべきであり、単にこの話の、兼輔女孫が章明親王をお生みして、「十三のみこの母宮す所」と呼ばれるようになってからの記述であることを示しているにすぎない。それゆえ、迫氏が四十五段の「十三のみこ」の例をもって七十八段の「彈正のみこ」に及び、その事件が章明親王の彈正尹になられる以前のことであると考えることはできぬとされたのはいささか見当違いである。

『大和物語』の登場人物は、確かに天曆五年頃の官職でもって呼ぶことが多いが、また、極官でもって呼んでいる場合や、当人にとつて最も著名な官職・呼称で記すこともあって、一概にこれと断ずることはできない。たとえば、叙上の四十五段の場合、事件は延長二年<sup>九二</sup>の章明親王生前のことであるが、兼輔は、延喜二十一年<sup>九二</sup>より延長五年<sup>九二</sup>までは参議であり、承平三年<sup>九三</sup>中納言で薨じたから<sup>補任</sup>、「堤の中納言の君」という呼称は、極官をもって呼んだことになる。また九十二段に、「故権中納言<sup>忠敬</sup>、左の大臣<sup>平忠</sup>の君子<sup>貴</sup>をよばひたまひける年の師走のつごもりに云々」とあるが、忠平の左大臣在任は延長二年<sup>九二</sup>より承平六年<sup>九三</sup>までであり<sup>上</sup>、この事件が起ったのもその間のことである。一方、敦忠は天慶六年<sup>三九四</sup>権中納言の地位で薨じているが、承平六年当時で、左近権中将兼播磨守でしかなかった<sup>上</sup>。よつて、「故権中納言」という呼称も、極官でもって呼んだことになる。

さらに、百二十段には、承平三年<sup>九三</sup>二月に枇杷の大臣<sup>平仲</sup>が右大臣に任せられ、「その日の事どもを歌など書きて、齋宮<sup>子孫</sup>にたてまつり給ふ」として、三条の右大臣<sup>方定</sup>の女御<sup>子能</sup>、やがてこれに書きつけ給ひける云々」という話が載っている。いま、柔子内親王も定方女能子も、延長八年<sup>九三</sup>の醍醐天皇崩御により、各々齋宮と女御との任から離れたわけであるから、「齋宮」といい「三条の右大臣の女御」というのは、事件当時の呼称ではなく、一見、極官で呼んだようにも思われる。が、能子の場合は、後に清慎公実頼に再嫁しておるのだから<sup>前</sup>、その「三条の右大臣の女御」というのは、能子にとつて最も著名な呼称であるゆえに記したことになる。

以上により、七十八段の「彈正のみこ」の場合も、極官でもって呼んだと見てさしつかえなく、したがつて、その事件は章明親王の彈正尹になられる以前のことであると考へても何ら不都合ではないのである。

そこで、七十八段の事件が、『大和物語』の作者が、この物語の時所位設定の最下限としている、天曆五年<sup>九五</sup>頃生じたとすると、迫氏が考察されたところによつて、元平親王六十一歳、監の命婦四十歳となり、また、章明親王は二十八歳となる。すなわち、迫氏のお考へによれば、六十歳の老親王が四十歳の命婦に一目惚れすることになり、従来の諸注釈書に従えば、三十歳近い章明親王が「にはかにまどひ懸想」することになる。いま、両者の年齢の開きや、年増の女に恋する青年の心理等を参酌すれば、当然ながら、章明親王と監の命婦との間に恋歌の贈答が成立する可能性の大なることが予見されよう。あるいは、この事件が、天慶三年<sup>九四</sup>、忠文の息子と監の命婦とが恋愛関係にあった頃<sup>九六</sup>に起つ

たとすれば、章明親王は十七、八歳で、監の命婦は三十歳であり、若き親王が女盛りの監の命婦に傾倒した事情が、いっそう納得できるのである。(なお、今井源衛氏は命婦の出生を延喜元年<sup>一〇</sup>頃とされるが<sup>「右京の大前、それは彼女が「朝拜の威儀の命婦」となった本段の事件を延長八年〇九三のこととされたからであつて</sup>なお、本年十二月十七日に彈正尹代明親王が中務卿に転、<sup>せられ、重明親王が彈正尹に就任された(吏部王記)</sup>〇九三のこととされたからであつて

本段をこの年の事件とする根拠があるわけではない。したがって、いまは迫氏説に従うが、命婦は良岑仲連の「兵衛佐」時代に交渉があつたので<sup>二一</sup>、迫氏もいわれるように、これを仲連の左右兵衛佐時代のことと解してもさしつかえない。仲連は延長六年<sup>八二</sup>末には右兵衛佐であり、承平元年<sup>一〇三</sup>前後から天慶元年<sup>八三</sup>まで左兵衛佐に在任したから<sup>迫氏前、承平中頃に命婦が二十歳前後であつたと考へることもでき、それならなおさら「彈正のみこ」元平親王説は魅力のないものとならう。</sup>一日頃監の命婦の浮いた話を耳にしていたであろう章明親王が、風聞とは似ても似つかぬ物腰で、「朝拜の威儀の命婦」として侍っている彼女を見た時、「にはかにまど」うたことは十分すぎるほどありえることである<sup>なお、章明親王は</sup>天慶二年<sup>九三</sup>八月十四日に十六歳で元服されているから<sup>「吏部王記」</sup>、こうした恋愛事件がこの頃生ずることは十分ありうる。その上、章明親王は、応和頃<sup>九五八—九</sup>親王<sup>三三</sup>にはすでに風流皇子として評判であり<sup>「辨論日和二・三、</sup>かつ歌会<sup>天祿四年五月一品官資</sup>などにも臨席された文芸愛好家なのである。

元平親王は『大和物語』二十三段に「陽成院の二のみこ」として登場しており、みこ時代に浮名を流された方として有名で、彈正尹になられた承平七年<sup>七三</sup>には四十五歳を越えられていて、自分の子女の恋愛や結婚問題の後見をされなくてはならぬ時代になっているのである<sup>「後撰集」卷十一「恋三」</sup>。

<sup>「七八四に、元平親王女に兼通朝臣が「かれがたにな」った由見えて</sup>

監の命婦は、若い頃良岑仲連や源宗子らと交渉があつたとされているが、仲連はさておき、源宗子は承平元年<sup>一〇三</sup>頃には六十歳に近い老人であつた。すなわち、『三十六人歌仙伝』および『古今和歌集目録』<sup>「王」</sup>によれば、宗子は寛平六年<sup>八九</sup>正月七日王氏の爵によって従四位下に叙せられて以来、右馬頭・三河権守・信濃権守等を歴任し、承平三年<sup>九三</sup>右京大夫に陞り、そのまま天慶二年<sup>九三</sup>に卒しておる。宗子は『本朝皇胤紹運録』には記されていないが、『尊卑分脈』<sup>「光孝」勅撰作者部類</sup>『三十六人歌仙伝』には、光孝天皇(八三〇—八七)皇子一品式部卿是忠親王(八五七—九二二)の男となつてゐる。しかし今井氏も指摘された如く、是忠親王と宗子との年齢から推して、是忠親王を宗子の父とするのは不審だが<sup>五</sup>、『南院のいま君(大和物語評釈二十、昭和三十九年五月号、実は「分脈」「紹運録」等では忠親王男とされる興我王も、無位より従五位下を賜わつてゐるのは貞観二年<sup>八六</sup>十一月十六日のことであり<sup>「日本三、代実録」</sup>、是忠親王がわずか四歳の時にあつたのであつて、是忠親王が宗子や興我王の父たることはあり得ない。これは、『尊卑分脈』<sup>「光孝平氏」</sup>に記載する「是忠親王」の注記に、「貞観十八年正七従五下<sup>于孫時</sup>」とあり、親王が宇子や興我王らと同じく天皇の孫王であつたといふことで解決がつく。ただし、孫王の是忠親王が二十歳の時なぜ従四位下でなく、従五位下に爵叙されたかは疑問であるが、とにかく後に、宗子や興我王の父親扱いということになつたのであろう。それはともかく、宗子は寛平六年<sup>八九</sup>正月に「王氏」の爵によつて従四位下に叙せられているのだから、『選叙令』<sup>「養皇」</sup>「養皇」<sup>「養皇」</sup>一条に従えば、この時ほぼ二十一歳である。したがって、宗子は貞観十六年<sup>八七</sup>頃の生まれ

となる。なお、『公卿補任』<sup>〔天曆〕</sup>に、是忠親王二男と記された源清平が貞観十九年<sup>七七</sup>の生まれであり、この清平と宗子との官位昇進状況を較らべてみると非常に類似しておることがわかるが、宗子の方が清平〔延喜三年九〇三〕より十年早く寛平六年<sup>四九</sup>に従四位下に叙せられ、その後〔從四位下二七〕の任官もしばらくの間は先に行なわれているから、清平より年上たることは確かであろう。また、その後、二人の差が段々つづまり、宗子が承平三年<sup>三三</sup>右京大夫になるまでには実に四十年間もかかったのに対し、清平は二十年間ほどで延長元年<sup>三二</sup>左京大夫になれたために、延長・承平頃には、二人の地位が逆転してしまった。『大和物語』三十段に、宗子が「なりいづべきほどに、わが身のえなりいでぬこと思ひ給ひけるころをひ」、宇多法皇に官位ののぼらぬことを嘆いた歌を奉った話が出てくるのも、その頃年少の清平に左京職を先に占められた不遇な事情を示すものと思われる、やはり宗子の方が清平より年長であると考えられる〔公卿補任〕三十。〔六人歌仙伝〕等。そこで、宗子の誕生は清平に二、三年は先立つとして貞観十六、七年<sup>八七四</sup>頃となるから、『選叙令』から考えた宗子の出生年時はほぼ容認できるだろう。すると、承平元年<sup>〇三</sup>には、ほぼ六十歳となる。

そこで、当時、宗子が監の命婦と交渉があったとすると、相当な老人とまだ乙女らしさの抜けきらぬ女との関係が予想されるが、三十九段には、これも是忠親王男である正明の中將（八九三—九五八）〔承平四年九三〕が伊勢の守もろみちの女と結婚した際、〔伊勢守在任は天慶元年九三八〕前後となる〔大和物語人物考証〕熊本女子大学学術紀要、〔第廿一卷第一号、昭和四十四年三月刊〕六十歳前後の宗子ゆうなひを「よびいでて、語ら」ったというから、この関係も満更作りごとではなくなる。

したがって、監の命婦は、若き日には年上の男に愛されたが、年をとってみると、今度は年下の男に懸想されることになったというわけで、話としても面白くなり、こうした監の命婦の男性遍歴の傾向から言っても、七十八段の贈答は、章明親王と監の命婦とのこととした方がよいと思われるのである。

以上の考察により、迫氏の「彈正のみこ」を元平親王とする説にはにわかに従い難く、旧注のいう章明親王説がよいであろう。章明親王は康保元年<sup>四六</sup>六月十七日に三品彈正尹元利親王が薨ぜられたその後を承けて彈正尹になられた〔岡一男先生「源氏物語」の基礎的研究〕二二五頁。したがって、章明親王を「彈正のみこ」と記している七十八段を含む現存「大和物語」は、岡一男先生が考証されたように「彈正のみこ」の呼称が世人の耳に熟してから後、おそらくは円融朝貞元頃<sup>七六</sup>の成立と見なすことができるのである〔同書〕二六頁。これは、前章で、現存「大和物語」の成立を天曆五年<sup>九五</sup>とする場合に生ずる錯誤の原因を闡明して、本物語の成立を康保・天祿<sup>七〇</sup>以降天元五年<sup>二八</sup>以前とした考証結果からも納得できる見解である。殊に前章(5)において、百二十段が実頼の子孫繁榮後の執筆であることを明らかにしたが、彼の二男頼忠の榮花が天祿以降顕著となり、特に貞元二年<sup>七七</sup>右大臣より左大臣に陞り、ついで同年十月に関白に任ぜられ、同時に天延二年<sup>九七</sup>二月に停められた氏長者にも返り咲いた頃から最盛期に入るという史実から推すと〔公卿補任〕、この頃に百二十段を含む現存「大和物語」が成立したとしておかしくなく、そうした事実とも一致するのである。すなわち、現存「大和物語」は、本物語の登場人物の官職位が揃えられておる村上朝天曆五年<sup>一五</sup>を去ること約一世代後の、円融朝貞元頃

九七六の成立なのであって、真淵以来の円融朝（以降）成立説に見るべきものがあるといえよう。

そうとすれば、『大和物語』の説話が天曆末年<sup>九五五</sup>成立の『後撰和歌集』詞書に較らべて個人的な興味にふれ、それを公開しているのもよく理合できるのであって、『後撰集』<sup>八</sup>では、天曆五年<sup>九五</sup>頃には左大臣実頼室であった右大臣定方女能子<sup>康保元年</sup>が、かつて敦実親王の愛を失った頃嘆いた、「白山にふりにし雪のあと絶えて今日はこしぢの人も通はず」の歌を「冬歌」<sup>四七</sup>に入れて、しかもその作者名を「誦人しらず」として左大臣室能子に対する配慮をしているのに、すでに実頼や能子のいない円融朝成立の『大和物語』<sup>五段</sup>では、「おなじ右の大臣の御息所能」が詠じたものと明記することもできたのである。また、岡一男先生が指摘されたように、若き日の浄蔵大徳<sup>寛平三九九一</sup>と平中興女との恋愛事件につき、『後撰集』<sup>卷十「恋四」</sup>では、単に「浄蔵くらまの山へなむ入るといへりければ」という詞書しかなく、大徳に対する配慮と思われるが、浄蔵や中興女の卒後成立の『大和物語』<sup>段五</sup>では、二人の間は「なほしもはたあらざりけり」と断言もし得たわけである。<sup>『源氏物語の基礎。的研究』二二五頁</sup>

岡一男先生のご教示によると、円融朝貞元頃<sup>九七六</sup>成立の現存『大和物語』が、村上朝天曆以前の話題を集めておるのは、『後撰和歌集』撰進後のことで、『大和物語』の作者が、撰進当時集められたはずの多くの資料を利用するのに都合がよかったことも確かであるが、何よりも、古・物語めかすという当時の物語の風潮にはずれなかつたわけであり、ひょっとしたら『大和物語』も『後撰集』の資料になったのではないかとか、その撰者たちの一人が記したのではないか等々と読者に思わせようとし

たからであって、また、前代を写すのに詳しくても、当代のことには粗い、『日本霊異記』『荣花物語』『今昔物語集』『大鏡』『今鏡』等、平安朝の歴史的説話文学の成立事情とも軌を一にしていたからであるとのことである。

結局のところ、われわれが、どうも『大和物語』は天曆五年頃の成立ではないかなどと思うのも、まず『大和物語』の作者の思うツボにうまくはまったというわけなのである。

(了)

一九六九・九・二

#### (付記)

本稿は、昭和三十八年十一月二日の平安文学研究会（於実践女子大学）において「大和物語の成立年代について」と題して口頭発表した草稿と、翌三十九年十一月十四日の全国大学国語国文学会（於広島大学）において「大和物語の成立年代再論」と題して口頭発表した草稿の一部に、最近の研究の成果を加筆増補して稿を成したものである。

<sup>拙稿「大和物語の成立年代再論（発表要旨）」『国文学』第三十四号（昭和三十九年十二月刊）参照。</sup>